

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第17回電力・ガス基本政策小委員会  
議事要旨

日時：平成31年4月26日（金曜日）13時00分～15時00分

場所：経済産業省本館17階国際会議室

## 出席者

<委員>

山内委員長、秋元委員、牛窪委員、大石委員、大橋委員、大山委員、柏木委員、松村委員、村松委員、四元委員

<オブザーバー>

株式会社エネット 川越代表取締役社長、電気事業連合会 廣江副会長、一般社団法人日本ガス協会 沢田専務理事

<経済産業省>

資源エネルギー庁 下村電力産業・市場室長、鍋島電力供給室長、下堀ガス市場整備室長  
電力・ガス取引監視等委員会 岸事務局長、恒藤ネットワーク事業監視課長、木尾取引制度企画室長

## 議題

- (1) 電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について
- (2) ガス事業制度検討ワーキンググループにおける検討状況について
- (3) 電気料金の経過措置に関する検討課題について
- (4) 2018年度冬季の電力需給実績の振り返り及び2019年度夏季の電力需給見通し・対策について
- (5) 第3弾改正法施行前検証

## 議事概要（自由討議含む）

1. 電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について(資料3)

2. ガス事業制度検討ワーキンググループにおける検討状況について(資料4)

事務局より、資料3、資料4について説明。

その後、議題1、2に関して自由討議。

## ●オブザーバー

・3ページ（大手の域外進出と新電力のシェア）については、定期的に情報提供してほしい。

・3ページの全体のグラフの2019年1月における新電力と域外大手のシェアの和15.8%と2ページの2019年1月における新電力シェア14.6%の差1.2%は、大手電力そのものの域外進出ということか。

●事務局

・そのとおり。

●委員

・13ページ（新電力参入地域数）について、9地域以上で供給実績のある新電力がこの2年間で増えている。増やしている事業者の属性や特性など分かれば教えてほしい。

●事務局

・個社については申し上げられないが、特定の地域で供給を始めた後、供給地域を拡大している事業者もある。

●委員

・13ページ（新電力参入地域数）について、実績なしの事業者が一定数いるということだが、登録の際に財務状況を審査していると思うが、登録から供給開始まで時間を経ていると、その間に財務状況や経営者が変わる場合もあると思うので、その点はモニタリングをお願いしたい。

4. 電気料金の経過措置に関する検討課題について(資料5-1、5-2)

電力・ガス取引監視等委員会、事務局より、資料5-2について説明。

その後、議題4に関して自由討議。

●オブザーバー

・今回、低圧分野で各エリアとも競争状況が不十分であるという判断となったことは非常に残念。常時BUという制度にこれまで取り組んできたことに加え、近年は卸電力取引市場に余剰電源を限界費用で供出している。更に、今年度からベースロード市場も設置され、新電力の電源アクセスはより一層容易となる見込み。

・一方で、様々な料金メニューやサービスを提供する新規事業者も登場しており、結果としてスイッチング率は2割を超える水準。確実に利用者の選択肢は広がっていると考えている。今後更に競争状況は厳しくなると考えており、次回は競争状況についての的確に評価・判断を下していただきたい。

●委員

・監視等委員会で回数を重ねて丁寧に審議を行ってきたと伺っている。結果として、数値的な足切りをせざるを得なかったということかと思うが、概ね5%シェアを持つ競争者が複数いるかどうかを一つのトリガーに、結果として外れないということとなったと受け止めている。

・この先撤廃にあたり、この3要件を満たせる見込みが出てくるのかということが一つの懸念材料。今の施策を粛々と実行することにより達成できるのか、追加施策を打ち出していくのか、結果をみてみないと何とも言えないが、自由化における規制分野ということで、歪んだ環境は否めず、それぞれの不利益や不当利得についてはできるだけ早いタイミングで解消すべき。

・各社も事業計画や戦略の見直しが必要になってくるだろうし、大手電力では社内切替を積極的に進めている事業者もあるということだが、そちらに舵をきらないといけないという考えもあるだろう。新電力においても、規制の解除をゴールにしていることからすれば、方向性が見直しが求められることになるかもしれない。今後切替の数字を上げていくために、我々がどのような取り組みをすべきなのか、注意して検討する必要がある。

●委員

・今回は競争が思ったより進んでいなかったという議論だったが、一つの視点としては、経過措置の対象になっている部分で、自由競争に基づく様々な新たなサービスが導入しやすい状況なのにも関わらず、それに反して進んでいない状況が考えられる。

・例えば、信号だが、5Gが導入されると、データの活用が進み、スマートシティにおける更なるデータ活用があり得てくる。電気だけでなく、電気+データという様々なサービスが入ってくるべき。電力のコンテキストで話をしているが、データ活用という大きな解釈の中で考えることにより、イノベーションを持った競争力を後押しするような議論ができるのではないか。

●委員

・まず、オブザーバーからスイッチングが2割も進んでいるという指摘があったが、新規参入者への切替なのか。自社内切替は競争とは直接関係がないということは、審議会でも繰り返し議論がなされてきたところ。

・次に、委員からのコメントについて、規制料金が存在することによる競争の歪みによる弊害を具体的に示さないと無責任なのではないか。もし大手が規制料金メニューしか提供できないのであれば、著しく競争を歪めるが、規制を最初に入れる段階でそのような方式はとらないこととされており、故に自社内切替が相当数ある。競争を歪めることがないとは言わないが、小さくなるよう工夫されたうえで、それでも規制なき独占になってしまうおそれがあるため、競争が進んでいるかというチェックが重要。

・撤廃基準については、最終的には総合判断となっているが、かなり近い将来、数年後には、日本全国の地域も存続しているということはないと思う。一方で、競争基盤の整備については、自主的な規制に任せられてきたところだが、例えばJ-Powerの電源切り出しについては予想よりも進まなかった。二重予備力問題をはじめとして、グロス・ビディング等についても、見直しが進んでいるところ。さらに

重要なのは、委員会の報告書にある内外無差別についてきっちりと議論できるのであれば、おそらくコンペティティブな状況を相当程度作れるのではないかと思う。

●オブザーバー

・委員の御指摘については、不用意にも競争と選択肢という言葉について区別して考えずに使っていた。

●委員

・都市ガスの経過措置撤廃の際には、まだ監視等委員会はなく、会議の場で有識者の方々と検討し、撤廃したが、蓋を開けてみれば、経過措置を撤廃した地域での新規参入はなく、逆に経過措置を残しているところで競争が起きていた。こういった経緯があるため、ガスについては今もなお更なる制度改革に向けた検討を呼んでいるものと思っている。

・ガスも電気も大事だが、特に生活に身近な電気については、経過措置撤廃後に何が起こるかを十分に想定したうえで撤廃を決めていただきたいと思っていたため、丁寧に検討いただき、消費者の立場からはありがたいと思っている。大手電力が自由料金メニューを出している中で消費者は選択しており、今の環境が社会にとって必ずしも問題となるとは思っていない。真に競争が起きるためには、まずは発電、送配電、小売のそれぞれが独立し、自由競争できる状況にすることが条件だと思うので、その方向で検討いただければと思う。

●委員

・取りまとめ内容について全体として賛成する。特に一次産業の農業などの、国策に関する電力利用に関しては、経過措置撤廃の対象外とすることだが、国策として重要だと思っている。新電力の常時BUについては、現状においては廃止する状況にはないということと、長期的にはベースロード市場ができ、常時BUは撤廃するという方向性にはリアリティがあり賛成する。

4. 2018年度冬季の電力需給実績の振り返り及び2019年度夏季の電力需給見通し・対策について  
(資料6)

事務局より資料6に沿って説明。

まず、議題4に関して自由討議。

●委員

・今の説明にあったとおり、需要が最大の時と、需給が1番厳しい時がずれてくる、太陽光が大量に入ってくるとそのずれが大きくなることをご説明いただいた。需給が厳しい時は、需要が最大になる時ではなく、点灯帯になるかもしれない。これはかなり前から予想されていて、問題が深刻になってきたのだろうと。

・大手事業者が、例えば定型的なメニューとして、16時まで料金がなくて、16時以降安いようなメニューがあったとして、16時に皆が一斉にEVなんかを充電したら悲惨なことになりかねない。そしてそういった実際の行動だけではなく、16時から安くなるというのは、16時まで需給が厳しいがそれ以降は楽になるという宣伝をしてきたことになる。将来、太陽光が更に増えた後で、ある時間帯に大停電が起きた時、大手の契約でそれが残っていたというものになると大事になりかねない。もし万が一残っていたら見直しを検討いただきたい。

#### ●オブザーバー

・確認し、必要な手立てをとりたい。

#### ●委員長

・昔、電話料金でも夜間割引があって、それにより夜間にピークがたってしまったということが実際にあった。電力会社にとってもインセンティブ・コンパティブルなので、そういう料金を設定するのではないかと思う。

・それでは、事務局の提案は、予備率3%以上確保できる見通しであるということで、例年通り無理のない範囲での節電を呼びかけるといってよろしいか。

#### 6. 第3弾改正法施行前検証 (資料8-1、8-2)

事務局より資料8-1に沿って説明。

電力広域的運営推進機関 佐藤理事より資料8-2に沿って説明。

#### ●委員

・行為規制が守られることが制度の根幹なので、監視等委員会にはしっかりと監視をお願いしたい。今後、監視のノウハウも蓄積されていくものと思料。

・行為規制に限ることではないが、省令だけでもこれだけの量がある。今後、行為規制を遵守するために各社は社内監視機能を強化すると思うが、どこまで強化させるのか。行政側における監視リソースも限られているところ、どこまで厳格に監視するのか。監視する側の体制を拡大するというのも、一概に正しいともいえない。各社において体制整備コストが増えることはやむを得ないが、コストが増えすぎることが正しいともいえない。一般送配電事業者は、初めは大変なことが多いと思うが、できる限りコストをかけずに取り組むことが望ましい。効率化していけばいいと思う。

#### ●委員

・行為規制については、会計士業界に似ている。兼職規制の例外について、実務的対応として認めることはいいことだが、会計士の場合は個人だけでなく配偶者や親族も対象になる。そこまでやる必要はないと思うが、できるだけあいまいさを排除すべき。定義を監視等委員会が一律で出すのか、各社が出すのかの運用は、この先検討するべき。これだけ行為規制をしっかり整備したので、各社が問題ないとい

うことは、報告書などで開示すれば各社にもメリットになるかもしれない。不具合があった場合の結果についても監視等委員会か第三者が見ていくのか検討すべき。

○電力・ガス取引監視等委員会

・しっかり運用していきたい。

以上

#### お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室

電話：03-3501-1748

FAX：03-3580-8485

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

電話：03-3501-1749

FAX：03-3580-8485

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室

電話：03-3501-2963

FAX：03-3580-8541